

平成30年 3月22日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	26番	川口	誠二
13番	中島	信二			

2. 欠席議員

25番 樋口 安癸次

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	牛島	義光
事務局 参事 兼 次長	古賀	安博
主 任	服部	敬
書 記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
防災安全課長	石 川 幸 一
福 祉 課 長	野 田 勝 広
子育て支援課長	平 島 英 敏
環 境 課 長	原 田 英 雄
商工観光課長	井 上 啓 時
都市計画課長	原 寿 之
学校教育課長	藤 木 春 美
農業委員会事務局長	牛 島 憲 治
黒木支所長	井 上 秀 樹
立花支所長	井 上 武 明
上陽支所長	井 上 明
矢部支所長	江 田 秀 博
星野支所長	江 頭 弘 之

議事日程第6号

平成30年3月22日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第4 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 特別委員会の設置について
- 第6 特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

- 議案第1号 八女市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八女市横町町家交流館条例の制定について
- 議案第13号 八女市林業6次産業化拠点施設条例の制定について
- 議案第15号 八女市教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第4号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算
- 議案第28号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第39号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
- 議案第41号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計予算
- 議案第42号 平成30年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第44号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計予算

議案第38号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計予算

議案第40号 平成30年度八女市下水道事業特別会計予算

議案第43号 平成30年度八女市農業集落排水事業特別会計予算

議案第47号 平成30年度八女市水道事業会計予算

請願第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第49号 教育委員会委員の任命について

議案第50号 財産区管理委員の選任について

議案第51号 教育長の任命について

委員会提出議案第1号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

委員会提出議案第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

第4 人権擁護委員候補者の推薦について

第5 特別委員会の設置について

・会派制度調査特別委員会

第6 特別委員会委員の選任について

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に議案書、委員会提出議案、委員会提出議案資料、提案理由書、人権擁護委員候補者推薦資料及び委員長報告書を配付いたしておりますので、御了承願います。

樋口安癸次議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 委員長報告

○議長（川口誠二君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案第1号、議案第12号、議案第13号及び議案第15号、以上4件を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

それでは、皆さんおはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案第1号、議案第12号、議案第13号及び議案第15号、以上4件について審査いたしました概要及び結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第1号 八女市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第15号 八女市教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、一括して御報告申し上げます。

両議案とも平成30年度における行政機構の見直しに伴うものであります。質疑の前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき八女市教育委員会の意見を教育長より聴取しましたところ、「八女市教育委員会としては、市長部局に移管されていたスポーツ振興及び文化振興について教育委員会に移管されることは望ましい。」との報告がありました。

質疑に入り、男女共同参画推進係から課とした理由について、八女市男女共同参画のまちづくり条例に基づき、あらゆる施策の中で男女共同のまちづくりを推進していくと位置づけしており、市の施策として取り組むべきとの考えから、市長部局に残して課として独立させたとの回答がございました。

次に、教育委員会の事務を市長部局に移した理由及び戻した理由について、スポーツ及び文化振興はまちづくりの一環であること、市民協働の推進のために生涯学習との連携が必要であったことにより、条例及び補助執行という形で市長部局で事務を行っていた。しかし、平成28年の教育委員会の制度改正により、市長が議会での同意を得て教育長を任命でき、教育大綱の策定や総合教育会議の開催も実施できるようになったことで連携が図られることとなった。今回は、権限と執行体制をわかりやすくするという意味から教育委員会に戻すものであり、業務遂行の中で支障が生じたわけではないとの回答がございました。

また、他自治体の状況として、スポーツ及び文化に関する事務については教育委員会の事務としている自治体が多いとの説明がございました。

次に、浄化槽業務の所管については、環境課の浄化槽業務を上下水道局に全て移管し、八女市全体の下水処理を担う部署として一本化するとの回答がありました。

次に、教育部を設置する理由について、平成30年度から5つの課が教育委員会に設置されるに当たり、部制をとり連絡調整を図りたいとの回答がございました。

以上が議案第1号及び議案第15号の審査の概要でございます。

続きまして、議案第12号 八女市横町町家交流館条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、指定管理者制度の導入により、施設をさらに活性化するため、全文を改正するものであります。

質疑の中で、条例第3条第2号に「研修、会議及び展示のための施設を提供すること」とあるが、誰を対象にしており、制限はないかとの質問に対し、一般の方を対象とした伝建地区を紹介する講座や、外部からの町並み視察研修等に活用していただき、条例第17条「利用の制限」に抵触しない限り、なるべく幅広く交流していただきたいとの回答がございました。

次に、委員より、指定管理者の募集方法についての質問があり、一般的にはプロポーザルで公募となるが、手段については今後検討するとの回答がございました。

次に、来館者の目標値について質問があり、3万人の来館者を目標としているとの回答がありました。

以上が議案第12号の審査の概要でございます。

続きまして、議案第13号 八女市林業6次産業化拠点施設条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、八女産木材に新たな魅力を加え、その付加価値を高める製品をつくり、それらの利用促進及び普及活動の拠点として、八女市林業6次産業化拠点施設を設置するため、条例を制定するものであります。

質疑の中で、指定管理者のめどはあるのかとの問いに対し、公募を行うが、八女材を扱う地域商社が指定管理者になるのが自然な形であるとの回答がありました。

次に、条例第3条第1号の「八女産木材製品の営業企画及び商品開発」の内容について質問がありました。八女材を使って補修した伝統的建造物である旧八女郡役所内に内装材や家具の商品を置き、木のよさや製品のすばらしさを触れていただいて、PRすることが大きな目的であるとの回答がありました。

次に、地域商社の考え方等について、八女産木材を八女の技術で加工して八女のもので外部に売り込む活動を行う会社であり、現段階ではまだ形はなく、行政が資本的に参加して官民でつくる地域商社もあるし、行政が参加せずに民間資本だけでつくられる地域商社もある。木を使った業者が八女市内に多くおられるため、商品や流通等の戦略づくりを行っており、一番効率のよい組み合わせで会社をつくるための作業を行っているとの説明がありました。

さらに、生産者との交流や森林組合との関係性について、福岡八女森林組合、八女木材協同組合、八女福島町並み保存会の方も八女市林業6次産業化検討委員であり、一緒に地域商社立ち上げ等について協議しているとの回答がありました。

以上が議案第13号の審査概要でございます。

採決の結果、当委員会といたしましては、議案第1号、議案第12号及び議案第15号については全員賛成であります。議案第13号については賛成多数で原案を認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げて、委員長の報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第1号 八女市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 八女市横町町家交流館条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 八女市林業6次産業化拠点施設条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○9番（牛島孝之君）

議案第13号 八女市林業6次産業化拠点施設条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

委員会において聞きましたところ、まず、商社自体が立ち上がっていない、利用する土地、当然、当然といいますが、以前の郡役所ということですが、土地の所有者は八女市であると、建物についてはNPO法人が所有していると、そのNPO所有の建物の一部を、まず、八女市において改修する、それは補助金だろうと思えますけれども、そこに地域商社なり、行政が絡むのかわかりませんが、そこに指定管理料として当然費用面も出てくると思えます。建物が市ならわかりますけれども、建物がNPO法人であるのに、そこに補助金を使って改修する、そこに地域商社、あるいは行政も絡んで今から指定管理になるということですので、納得できませんので反対をいたします。

○議長（川口誠二君）

ほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 八女市教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続きまして、厚生常任委員会に付託されました議案第4号及び議案第6号、以上2件を一括議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（小川栄一君）

厚生常任委員会に付託されました議案第4号及び議案第6号について、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第4号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について報告いたします。

今回の改正は、福岡県国民健康保険運営協議会条例及び福岡県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正するなどの条例が平成30年度から施行されることに伴い、県が国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすことになる。このため、平成30年度から市が被保険者に課税する国民健康保険税を、県へ納付する国民健康保険事業納付金に充てることについて、必要な改正をしようとするものとの説明がありました。

委員より、政令指定都市である福岡市、北九州市でも同じような内容での改正になるのかという質問に対し、全ての市町村が加入し、福岡県との共同保険者になるとの回答がありました。

次に、議案第6号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について報告いたします。

今回の改正は、平成30年度から32年度までの第7期八女市介護保険事業計画に基づき、介護保険料率を改定するもので、第7期における介護保険基準額は月額6千円を予定しており、八女市介護保険事業計画等策定委員会において審議をお願いし、決定したものであるとの説明がありました。

また、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の段階の判定に関する基準について必要な改正をしようとするものとの説明がありました。

まず最初に、第7期介護保険事業計画の内容の詳細について確認を行いました。

委員より、第7期介護保険事業計画では保険料が800円増額となっている。年金生活などではかなり厳しいとの声も聞いている。また、地域が抱えている課題はさまざまであるが、

今後どう取り組むのか、第7期計画に基づき、実体を伴った計画にしてもらいたいとの要望がありました。これに対し、それぞれの地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムを構築するに当たって、他部署との連携や支所及び地域の方々との情報交換を図りながら取り組む考えであるとの回答がありました。

また、保険料の算出について、準備基金の取り扱いはどうなっているのかとの質問に対し、他市町村とのつり合いや保険料の上がり幅を考慮し、準備基金の取り崩しを行っている。給付費の増額や次期の計画を見据えて、なるべく保険料を抑えるように考えているとの回答がありました。

さらに、これ以上給付費がふえることがあれば、サービスを減らすなどの調整をしなくてはならなくなるのかという質問に対し、できるだけ自立した生活を送っていただけるよう、介護予防事業に力を入れて取り組んでいきたいとの回答がありました。

採決の結果、当委員会といたしましては、議案第4号、議案第6号ともに全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げて、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第4号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（森 茂生君）

議案第4号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

ことし4月より、都道府県が国民健康保険の保険者となり、市町村の国民健康保険行政を統括、監督する仕組みがスタートします。国民健康保険財政の流れは、県が国民健康保険に必要な費用を市に納付金として割り当て、市は住民から国民健康保険税を賦課徴収し、集めた国民健康保険税を県に納付し、県は給付費に必要な財源を交付金として市に拠出することになります。今回の改正により、次のことが心配されます。

1つ目に、県が市町村の国民健康保険を統括、監督することで、県が医療費を抑える司令塔の役割になります。

2つ目に、国民健康保険の加入者のうち、低所得者が8割、高齢者が3割という国民健康保険の構造的問題の解決になっていない点であります。

3つ目に、財政安定化基金の設置を理由にほとんどの市町村が行っております一般会計からの繰り入れや繰り上げ充用を将来的になくす計画です。それら一般会計からの繰り入れをなくせば、その分は国民健康保険税の値上げとしてはね返ってきます。

今回の改正で国民健康保険制度の矛盾が一層拡大するのではないのでしょうか。国民健康保険税がこれほどまで高くなった一番の原因は、国の支出金を6割から3割に減らしたからであります。国庫支出金の抜本的な引き上げがなければ、この問題は解決しないのであります。

以上の理由により、議案第4号に反対するものであります。

以上です。

○議長（川口誠二君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

議案第6号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改定案では、第1段階で年間4,320円、第2段階で6,720円、第3段階で7,200円の値上げとなります。年金は切り下げられ、物価は上がる一方です。高齢者のみの世帯が年々増加している現在、保険料の値上げは生活を圧迫します。

今回も低所得者世帯への配慮が全く見えません。八女市は保険料の減免制度はありますが、生活保護世帯と同世帯の世帯で保護を受けていないのみが対象となる貧弱なものであります。ほかの自治体の減免制度を見ますと、保護世帯の130%の収入まで減免が適用され、第2段階、第3段階の人を第1段階まで引き下げるものです。もちろん減免制度がない自治体

もあることは承知していますが、八女市は現にあるわけですから、充実を図るべきだと思います。さらに言えば、利用料の減免制度もつくるべきだと思います。実施している自治体もあるわけですから、八女市ができないということはないと思います。

もう一つは、所得段階の見直しです。現在は11段階に分けてありますが、他の自治体を見ると、13段階、14段階と分けて、低所得者対策を行っている自治体もあります。筑後市や久留米市などは第2段階を基準額掛け0.7ではなく、基準額掛け0.65をつくっています。このように工夫をすれば、少しでも低所得者に対して優しい対応ができるのではないのでしょうか。

子育て支援については充実されていく方向にありますが、高齢者には冷たい感じがします。

今回の改定で低所得者層への配慮が見えない上に、検討すら行われていません。よって、この議案に反対の意を表明して討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、予算審査特別委員会に付託されました議案第27号及び議案第36号、以上2件を一括議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（大坪久美子君）

予算審査特別委員会に付託されました議案第27号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第7号）及び議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算の審査結果を報告いたします。

2回の委員会全体会を経まして、両議案とも原案のとおり可決しておりますことをまずもって御報告いたします。

以下、各分科会からの報告概要を申し上げます。

まず、議案第27号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第7号）でございます。

総務文教分科会から、ふるさと支援寄附金の受け入れ状況報告がありました。1万1,000人から総額22,000千円（300ページで訂正）の寄附を見込んだところの前年比約10,000千円（300ページで訂正）の増額。

厚生分科会から、星野村授産所麻生園の一部改修予定を抜本的に見直し、建てかえを含めて再検討することによる減額。

建設経済分科会からは、各事業の精算的な内容報告を受けたとございました。

以上が議案第27号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第7号）でございます。

続きまして、議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算でございます。

総務文教分科会から4点ございました。

庁舎建設計画について、新庁舎設計の前の段階における調査と研究を外部からの意見も聞き、幅広い課題を慎重に検討を進めていくこと。

光ケーブル工事の申し込みから施工まで時間を要することについては、内部手続を見直し、関係機関とも協議を行うこと。

高齢者運転免許証自主返納支援事業の内容でございます。

4月1日以降、70歳以上で免許証を返納される方が対象者であること。1回300円の回数券を200枚分、総額60千円分を交付するものであり、一般のタクシーと予約型乗合タクシーに利用できること。

消防車両の購入に関しては、本部への指令車1台、支団へのポンプ車1台、小型動力ポンプつき積載車2台の計4台分であること。

厚生分科会からは2点ございました。

緊急通報システムの変更について、消防対応方式がコールセンター方式に移行されたために、無料から月400円の利用料が生じることとなり、315世帯から120世帯の利用者が少なくなったのではないかと指摘に対し、利用料の400円は1件の通報にかかる委託料1,350円の3割相当分であること。利用者には説明を行った上で、希望されない方、既に施設入所されている方や家族同居になった方などが利用者の減となったこと。今後ともこのシステムを広くPRしていくとの説明を受けたとございました。

保育所関連では、三河保育園の建てかえを予定しており、定員は70名で変わらないこと。北山保育所の将来の建てかえのための土地の購入費であること。

建設経済分科会からは、所管する各課の事業内容の詳細な説明を受け分科会を終えたことが報告されました。

以上が全体会における各分科会からの報告事項の概要でございます。

なお、質疑後の討論におきまして反対討論が3件ございました。

①緊急通報システム移行の市民配慮が不足していることと、同和対策事業は一般施策で行うべきであることからの反対。

②子育て施策の内容によっては所得制限を設けること、職員給与を市内給与所得者に合わせることを求めることからの反対。

③八女東部スポーツ公園の完成以降、追加され続ける事業に経費が支出されることから反対するという内容でございます。

以上が議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算関係でございます。

冒頭申し上げましたとおり、両議案とも原案のとおり可決をいたしておりますけれども、ただいま御報告いたしました審査の概要と各分科会審査の中で出された意見、内容を情報共有していただき、予算執行に生かされるように申し上げます。

最後に、本特別委員会及び各分科会に当たり熱心な審査をいただいた委員各位にお礼を申し上げます。予算審査特別委員長の報告を終わります。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

10時40分まで休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

予算審査特別委員会大坪委員長より発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

○予算審査特別委員会委員長（大坪久美子君）

失礼いたします。

ただいま報告いたしました議案第27号 平成29年度一般会計補正予算（第7号）の中で2カ所間違いを報告いたしましたので、訂正して御報告を申し上げます。

ふるさと支援寄附金の受け入れ状況報告の中で「1万1,000人から総額22,000千円の寄附」と申し上げましたが、これは220,000千円（298ページを訂正）の間違いでございました。

そして、その後、「前年比約10,000千円の増額」とありましたが、これは1億円（298ページを訂正）の増額でございます。

以上、2カ所訂正して報告申し上げます。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第27号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第7号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○8番（伊井 渡君）

議案第36号に関しまして、反対の立場で討論いたします。

全てに反対するわけではございませんが、やはり今、職員の給与、年収、それから福利厚生費を含めましたところの年間人件費に関しましては、人事院勧告に公務員の給与水準は民間の給与水準に合わせることを基本として行うとあります。また、総務省の新地方行政改革指針、この中におきまして地方公務員給与について厳しい地域経済を背景に地方公務員給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかという厳しい批判があることを踏まえ、給与改定に当たっては、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し、決定できるよう取り組むこと、また、住民の納得と支持が得られるように給与水準の適正化を強力に推進するよう要請がなされております。

また、地方公務員法第24条には、職員給与は、生計費、それから国家公務員給与、他の地方公務員給与、そして民間の給与の事情を考慮し定めなければならないとなっております。この中にあります国家公務員給与、他の地方公務員給与につきましては、これまで何回も申してまいりましたが、人事院が余りにも給与の高い福利厚生を整った大企業に偏り過ぎた調査を行っているために、民間の給与水準が反映されておられません。

要するに、こういった法律的な観点からしましても、また、格差をなくす会の趣旨に賛同され署名もされました約800世帯、約900名の方々、こういった民意からしましても、職員の給与、年収、人件費、市内給与所得者水準が適正であると考えます。しかし、現実には市内の給与所得者の平均年収約3,600千円、同年間人件費約4,400千円に比較をしまして、職員の平均年収約6,100千円、同年間人件費約8,400千円と、格差は2倍近くにも達しております。いかがなものかと存じますし、これでは住民の納得は得られないと思います。

また市内には、固定資産税、市県民税、それから、国民健康保険税の滞納者がそれぞれに1,600名から2,000名近くおられるわけではございますが、こういった数値からしましても、市民の皆様方の生活がいかに今厳しいか、よくわかると思います。

それで、早急に職員の年収、人件費等を市内給与所得者水準に適正化を行い、そうしますと、大体28億円から29億円ほどの財源が確保できると思いますが、その中からまず25億円を使用し、固定資産税、市県民税の4割ほどの大幅な引き下げを行い、税金も払うことができないなど本当に苦しい生活を送ってられる市民の皆様方の負担軽減を行うべきではないでしょうか。

また、残りまして3億円、4億円を使用しまして、当市役所には60歳未満の常勤の非正規社員の方々、約200名ほどおられるとは思いますが、もちろん試験を行った上ではございますが、合格者は正規職員として雇用していただきたいと思っております。そういったことを当市で取り組めば、当然、市内には多くの事業所に多くの非正規社員の方々がおられるわけでございますので、そういった非正規職員の正職員化にもつながり、どなたも結婚や子づくりぐらいはできるすばらしい八女市になるのではないかと、そのように考えているところでございます。

また、我が国の国家予算についてでございますが、本年度もまた昨年同様、補正を含めれば100兆円近い額になってくるとは存じますが……

○議長（川口誠二君）

伊井議員、反対討論を。（「はい、言わせていただきます。続けさせていただきます」と呼ぶ者あり）ちょっとずれていますよ。

○8番（伊井 渡君）続

そういった我が国の予算のうち、45%近くが国債発行、金融緩和といった借金で賄われ、国民の預貯金、年金、証券、生命保険といった純金融資産が1,300兆円ほどしかないことを考慮しますと、我が国の財政事情は本当に……

○議長（川口誠二君）

伊井議員、討論を終わってください。ずれています。

○8番（伊井 渡君）続

崖っ縁まで来ているのではないかと存じます。

八女市の自主財源は3割しかございませんし、残りの7割がそういった国といったところから依存をしていること、合併算定替え、それから少子・高齢化、2025年問題、そういったことを考慮しますと、予算、事業というのは、1軒の家同様、必要最低限にとどめる時代に入っているのではないかと思います。

そういった観点からしまして、第1子誕生に50千円、第2子誕生に80千円、第3子誕生に100千円が支給されます出産祝い金事業、そして、小学校入学時に30千円、中学校入学時に50千円が支給されます入学祝い金事業、小学生までの入院に係る医療費を無料とし、中学生までの通院に係る通院費を月額最高1,200円とします子ども医療対策事業、こういった事業

に關しましては、全世帯の約15%ほどと言われております貧困世帯、そういった世帯のみに限定して支給をすべきではないかと存じます。限定して支給をすれば、当然、現在の支給額では不十分でありますし、仮に現在の2倍から3倍の支給をしましても、現在の予算の半分ほどで十分に足りません。一家の大黒柱の突然の死、それから倒産、リストラ、大病、けが、こういったことでいつ何どき普通の世帯が貧困世帯になるかわかりません。

○議長（川口誠二君）

伊井議員、議案審議ではありませんので終わってください。

伊井議員の討論を終わります。（発言する者あり）終わります。

ほかございませんか。

○9番（牛島孝之君）

議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算について、私も全てに反対ではありませんけれども、八女東部スポーツ公園施設整備事業50,620千円という予算がついております。この事業の概要として、八女東部スポーツ公園（グリーンフィールド八女）への大規模サッカー大会及びサッカー合宿等の誘致を推進するため、屋根つき観客席、屋外放送設備、駐車場の整備を行うとなっております。このサッカー場が当初できるときに、とにかく言われたのは天然芝の公式試合ができる2面をつくりたいと。そのときに、シャワールーム等についてはグリーンピア八女を使ってもらおうという答弁がありました。市長からも、アビスパ福岡ともちゃんと話をしているというようなお話もございました。当然そういう話を聞きますと、あっ、アビスパ福岡が合宿とか試合に使ってくれるのかなと淡い期待がありましたけれども、なかなかそれも進まないようでございます。

その後、やはり必要だということでクラブハウスもつくりました。その次にまた同じように、観客席、次に心配するのは照明設備、やはり必要ですと、公式の大会をするから必要ですというようなことが出てくるんじゃないのかと。これを認めたら、最初にとりあえずつくらせてくれということのでつくれたものについて、後からどんどん予算がふえてくる。このようなことを認めたら、議会としてのチェック機能が果たせないと思いますので、予算に反対いたします。

以上です。

○21番（森 茂生君）

議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。もちろん全てに反対ではありません。

3款民生費、社会福祉費、老人福祉費で、緊急通報システム業務委託料2,800千円が計上されております。今まで無料だったのが、月に400円の負担をしなければならなくなったという不満の声が起きております。システムとしては今までよりよくなったことは理解します

けれども、負担金が発生するわけであります。負担金を払えない人、あるいは払いたくない人は移行できないで置いていく、まさに命の沙汰も金次第ということになってしまいます。その人たちにこそ手を差し伸べるのが福祉というものではないでしょうか。

また、教育費、教育総務費、扶助費、同和関係就園就学等援助金として1,259千円計上されております。内訳は、同和関係就学奨励金として年額1人当たり小学校27千円、中学校30千円、公立高校75千円、私立高校115千円の奨励金。また、修学旅行費として対象者に対し、小学生15千円、中学生36千円、高校45千円。さらに、入学支度金として1人当たり小学校22千円、中学校28千円、公立高校40千円、私立高校60千円という基準で計上されております。

八女市には入学祝い金制度があります。小学校に入学する児童1人につき30千円、中学校に入学する生徒に1人50千円という事業ですけれども、同和地区の児童生徒はこれらの支給も合わせて受け取ることができるという説明です。これではまさに逆差別ではないでしょうか。八女市全域の児童生徒に同和地区並みの援助をすべきであります。もしそうでなければ、直ちに特別扱いをやめるべきであります。

さらには教育費、人権・同和教育費の中で同和地区教育活動補助金2,355千円が計上されておりますけれども、運動団体に投げ渡しの状況で使われているので、中身に対して疑問があります。

また、2款総務費、戸籍住民基本台帳費の中で個人番号カード関連事務交付金で6,522千円計上されております。2月支給の年金をめぐり、年金受給者130万人の所得税が正しく控除されなかった問題を調べる途中で、日本年金機構から入力データを委託された東京都内の情報処理会社が契約に反し、中国の業者に再委託した問題が報道されております。これらの問題は、いつ情報漏えいがあってもおかしくない現状であります。

以上の理由により議案第36号に反対するものであります。

以上です。

○議長（川口誠二君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

続きまして、厚生常任委員会に付託されました議案第28号、議案第37号、議案第39号、議案第41号、議案第42号及び議案第44号、以上6件を一括議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（小川栄一君）

厚生常任委員会に付託されました議案第28号、議案第37号、議案第39号、議案第41号、議案第42号及び議案第44号について、審査いたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

今回の補正の主なものは、平成30年度から始まる国民健康保険事業の広域化を図るためにシステム改修が必要となり、その費用を計上しているもの。また、療養諸費、高額療養費では、平成29年度支出実績及び今後の見込みを再計算し、減額の見込みになったとの説明がありました。療養諸費は、前年度実績比で2%の減の見込みであるとの説明がありました。

委員より、特別財政調整交付金31,479千円が計上されているが、ふえた理由はどの質問に対し、精神疾患関連の医療費の状況や、1人当たりの医療費が平成27年度から平成28年度にかけて減額したことなどの影響で、交付金に反映したことが要因であるとの説明がありました。

また、特定健康診査等事業費の委託料が5,400千円の減額となっているが、当初の見込みから減った理由はどの質問に対し、対象者数の1万5,000人に対し、5,600人分の予算を計上していた。今年度の見込みは4,588人であるとの説明がありました。

さらに、法定外繰入金の額はどうなるのかとの質問に対し、最終的な額は271,902千円の見込みで、一般会計より繰り入れる予定であるが医療費の動向次第であるとの回答がありました。

次に、議案第37号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算について報告いたします。

平成30年度の国民健康保険事業費特別会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,472,396千円であります。

委員より、新規事業である八女市健康ポイント事業の内容はどのようなものかとの質問に対し、予算としては、ポイントをためていただいた方へ3千円分の利用券を交付する内容で、国保・後期・一般の方全体で7,000人分を計上している。内容の詳細は確定していないが、基本的には特定健診、がん検診、健康講座などを受けていただいた方にポイントがつく仕組みであるとの説明がありました。

また、この事業に対し、関心を持ってもらうための周知の方法はどの質問に対し、例えば、

市内で行われるマラソン大会などでポイントを獲得できる仕組みづくりなどを検討し、チャレンジデーやスポーツ・健康づくりフェスタ、ガイドブックなども利用し周知していきたいとの回答がありました。

さらに、特定健診受診率向上と医療費削減を目的に、健康事業に対して全職員挙げて取り組んでいただきたいとの要望がありました。

次に、議案第39号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額2,048千円であります。

委員より、平成30年度の権利の放棄について、見込みは立っているのかとの質問に対し、来年度については、今のところ事業に該当するものはないが、状況が変わってくる場合があるので、家庭訪問や回収業務を行いながら、各ケースの問題を把握し、この事業に該当するケースについては活用したいとの説明がありました。

次に、議案第41号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額7,750,322千円であります。介護保険事業は、3年間で1期とする介護保険事業計画に基づき、中期財政運営方式で運営している。平成30年度は地域支援事業費の伸びにより対前年度比約1.0%の増となっているとの説明がありました。

委員より、入院中の方の要介護認定はどのように行われているのかとの質問に対し、状態が急性期にある方については、状態が安定するまでは訪問調査に入らず、安定されてから訪問調査をすることになっている。状態が変わった場合には、有効期間内でも変更申請を行い、再度認定審査を受けることができるとの説明がありました。

次に、議案第42号 平成30年度八女市後期高齢者医療特別会計予算について報告いたします。

本予算は、歳入歳出予算総額1,047,576千円であります。福岡県後期高齢者医療広域連合の試算では、平成30、31年度における1人当たりの医療給付費は1,089,684円、被保険者数136万288人をもとに算出されており、保険料、療養給付費負担金、保険基盤安定負担金、市町村事務費負担金は、広域連合から示された金額をもとに予算計上しているとの説明がありました。

委員より、1人当たりの医療費はどのくらいかとの質問があり、1人当たりの医療費は1,100,661円で、60市町村のうち47位となっているとの回答がありました。

また、保険料の徴収率はどのようになっているのかとの質問に対し、平成30年1月末で、昨年の同時期と比べ徴収率は上がっているとの回答がありました。

次に、議案第44号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計予算について報告します。

本予算は、歳入歳出予算総額65,108千円であります。

委員より、診療報酬は対前年比で1,400千円ほど減っているが、平成30年度の矢部診療所の予算の考え方はとの質問に対し、診療報酬の減については、受診者が人口減少とともに少しずつ減っていることが要因であるとの回答がありました。

また、厚生常任委員会で診療所の視察をした際に、空き室が目立っていたが、有効利用の考えはないかとの質問に対し、認知症サポーター養成講座での利用を予定しているとの回答がありました。

さらに、往診の数はどうなっているかとの質問に対し、これまでの実績は平成27年度が5件、平成28年度が2件、平成29年度は40件で、往診の数はふえている。また、訪問診療についても、医療保険内でできるものについて昨年9月から始めており、2月末までの実績は27件である。さらに12月から訪問看護も始めており、看護師2人の体制で、これまで22件行っている。積極的に地域での医療を展開していきたいとの回答がありました。

採決の結果、当委員会といたしましては、6議案とも全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げて、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第28号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

私は、議案第41号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。

討論理由としましては、議案第7号と同じ理由によるものであります。

討論を終わります。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成30年度八女市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続きまして、建設経済常任委員会に付託されました議案第38号、議案第40号、議案第43号及び議案第47号、以上4件を一括議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（石橋義博君）

建設経済常任委員会に付託されました議案第38号、議案第40号、議案第43号及び議案第47号、以上4件につきまして審査をいたしました。概要並びに結果について一括して御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第38号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計予算について、黒木地区及び星野地区の簡易水道施設の維持管理費とその経営に要する経費であり、工事請負費の主なものは国道442号拡幅改良工事に伴う水道管の敷設がえなどであるとの説明を受けました。

次に、議案第40号 平成30年度八女市下水道事業特別会計予算では、下水道全体計画区域から黒木町及び立花町を外した件で、住民説明会後の市民からの問い合わせ状況について確認をいたしました。また、それに伴う矢部川流域下水道事業に関する各自治体の負担割合変更については、早期に解決できるよう県及び関連市町でしっかりと協議を進めていくよう求めました。

次に、議案第43号 平成30年度八女市農業集落排水事業特別会計予算では、農業集落排水事業減債基金の繰り入れについての質問には、平成32年度から実施する公営企業会計への適用に向けた対応であるとの回答でございました。また、将来的には適切な施設更新や処理場統合により効率的な事業運営をしていくよう求めました。

最後に、議案第47号 平成30年度八女市水道事業会計予算では、給水戸数に関する質問に対し、来年度は今年度より233戸ふえると見込んでいるとの回答がありました。資本的支出における主な工事といたしまして、市の公共下水道整備工事に伴う配水管の移設工事や稲富地内の敷設工事などを予定しているということでした。

以上が審査の概要ですが、議案第38号、議案第40号、議案第43号及び議案第47号、それぞれに採決をいたしました結果、4議案とも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

まず、議案第38号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成30年度八女市下水道事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成30年度八女市農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成30年度八女市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

続きまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

総務文教常任委員会に付託されました請願第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願について、審査いたしました概要及び結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、紹介議員より請願の内容について説明を受けたところでございます。

本請願は、現在、内外の情勢が大きく変化し、現行憲法の不備や問題点が明らかになってきたため、憲法改正への国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出を請願されたものであります。

審査の中では、委員より、憲法第9条第3項に自衛隊を明記するという報道がなされているがどうなっているのかとの意見が出され、それに対して紹介議員からは、今回の請願は憲法第9条の取り扱い等について請願したものではなく、あくまでも自主憲法を制定するための取り組みを求める意見書の提出が趣旨であるとの説明を受けております。

一方、別の委員からは、もう少し具体的に改正してほしいという部分を意見書として提出するべきではないかとの意見が出され、それに対して紹介議員より、今回は具体的な内容を入れて憲法改正を求める請願ではなく、早く国民的議論ができるようにという内容の意見書

提出を求める請願であるとの説明を受けたところです。

質疑後の討論では、日本は二度と戦争をしてはいけないという立場からの反対討論、具体的な内容を含めて請願すべきではないかという趣旨での反対討論がありました。一方、具体的な論議は国会で行うもので、今回は国民の思いを届ける意見書として賛成するとの討論がなされました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、請願第2号については賛成多数で採択することに決しました。

なお、本議会において採択いただきましたなら、後ほど意見書案を提出させていただきます。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（川口誠二君）

委員長の報告は終わりました。

請願第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（森 茂生君）

私は、この請願に反対の立場で討論します。

本請願は、憲法論議の推進や議論の喚起を求めるというだけで、内容はほとんど不明のままです。先般、安倍総理は新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込むと表明しました。この発言を受けての請願であると思われます。その内容は、憲法9条1項、2項はそのまま残したままで、3項に自衛隊を明記するというものであります。新法は旧法を改廃するという、ローマ法以来、法の常識と言われております。仮に憲法が改正されたとしますならば、新たな憲法9条は、新たにできた3項に書かれた自衛隊を基準に解釈されることになります。したがって、新3項と矛盾する1項、2項は意味をなさずに死ぬことになるということです。

以前、自民党の新人国会議員に対して憲法問題の講師をしていた憲法学者の小林さんは次のように述べております。

憲法に明記されている国の機関は、衆議院、参議院、内閣、最高裁判所、会計検査院だけで、都道府県も地方公共団体としか書かれてなく、警察も消防庁も書かれてはいなく、行政権として書かれているだけである。そのような中で憲法9条に自衛隊を書き込んだら、天下の国軍になり、文字どおり海外で武力行使ができる国になると言っております。

戦後70年以上にわたって日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は、憲法9条の存在と市民の粘り強い運動でありました。今、9条を変えたり、新たに文言をつけ加えたりする必要は全くありません。日本が再び戦争する国になるのを阻止しなければならないと思います。

以上の理由で本請願に反対をするものであります。議員の皆さんの御賛同をよろしく願います。

○3番（田中栄一君）

私は、請願第2号に反対する立場から討論を行います。

まず日本国憲法は、明治23年に施行された大日本帝国憲法第73条の憲法改正手続に基づいて昭和21年に改正され、日本国憲法として公布されました。以後一度も改正されたことがない日本国憲法は、改正されていない世界で最も古い憲法だということでもあります。

では、なぜ70年もの間、条文の改正がなされなかったのかということについてですが、マッケルウェイン東大准教授の研究によりますと、日本国憲法は簡潔で多くの具体的規定を一般法で定めるようにしている、もっと長文の憲法を持つ他国であれば憲法改正が必要になるような改革を日本では国会の単純過半数で立法化できるため、憲法を正式に改正する必要が低いということでもあります。また現憲法は、日本国民が310万人も犠牲となったさきの大戦の反省から、主権在民、平和主義、基本的人権の尊重を柱に、戦争放棄を明示した平和憲法として世界からの信頼を得て、今日の日本の発展に貢献してきたものであります。

起草に当たってはGHQ草案の押しつけといった論説もありますけれども、日本政府は閣議においてGHQ草案に沿う憲法改正の方針を決定した中で、日本政府案の作成に着手して、憲法改正草案として公表され、その後、衆議院等での議決を経て公布されたものであります。

請願では、緊急事態条項の欠落、自衛隊の第9条との矛盾点、北朝鮮問題、竹島・尖閣諸島など我が国固有の領土問題などが取り上げられ、国家の安全と国民の安心は政府の責務であり、我が国にふさわしい憲法に改めていくことが必須であると、憲法改正を前提にした国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出が求められておりますが、私は4つの理由から請願第2号の採択に対し反対するものです。

1点目に、二元代表制の一翼を担う議会がその意思を決定することは当然のことでありませぬけれども、今回の請願は国民一人一人に直結する重要な問題であります。市議会としての意思を決定するに当たって、市民からの公聴などを行い、慎重に論議した上で判断すべき事案ではないかということでございます。

2点目に、憲法の大きな役割は、為政者や多数派の横暴から国民の基本的人権を守ることがその大きな存在意義でございます。現在の国会の政党構成では自民党の憲法改正草案をもとに96条により国会発議は行われると思いますが、論議が多数の論理によって一方的

に進められる危険性をはらみ、自民党の改正草案に示されている緊急事態条項では、国民主権、基本的人権を脅かす懸念があります。

3点目に、現在の憲法は平和憲法であるがゆえに、東南アジア諸国の信頼と平和に対する安心感を得ていると考える中で、現憲法を改正することに偏重することは近隣諸国の不安感を増大し、平和の安定に逆行すると考えます。

4点目に、憲法の改正に当たっては、96条において国会各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案して、その承認を得なければならないとあります。すなわち、憲法改正の初動は国会に委ねられており、改正草案を示して国民の議論を求めておるのです。国民世論についてはメディア各社が憲法改正に関する世論調査を相次いで実施しておりますが、共同通信社が1月に実施した世論調査では、憲法改正反対が54.8%であり、国民の多くは憲法改正を望んでいません。国民の多くが憲法改正を望んでいない中で、改正の方向に推進のかじをとることは国民の意思を無視したものであると思います。

最後に、自民党の元幹事長であり、日本遺族会の顧問である古賀誠先生は、96条の改正に関連して、「戦後の廃墟から今の日本になったのは平和憲法が根底にあったからだ。主権在民、平和主義、基本的人権の尊重という3つの精神を絶対に忘れてはいけないというのが私の哲学だ。日本には立派な憲法があり、他国が何十回改憲しようとは関係ない」ということを琉球新報のインタビューに答えられておりますことを紹介して、反対討論を終わります。

○9番（牛島孝之君）

反対の立場より討論いたします。

まず、憲法が確かに平和憲法という、言葉だけはいいですがけれども、紹介議員からも委員会でありましたように、占領軍によって作成された憲法であるというような憲法、そこに確かに9条1項、2項とありますけれども、これによって果たして日本の平和が守れたのか。まず、そこから考えなければいけないと思います。

そして、憲法改正云々としてありますけど、改正ということは占領軍がつくった憲法が間違いなかった、ただし、ここだけを改正と。以前から自民党が言っておりました自主憲法制定、本来はそこまで言うべきではないのかと。

請願の内容の中に、「自衛隊が約9割の国民の理解や支持を受けていながらも、今なお憲法違反と言われる立場にあり、その矛盾も是正しなければなりません」というようなことを書いてあります。私も知り合いもおりますし、親戚にも自衛隊がおります。災害派遣のときは、とにかく自衛隊にとります。ところが、海外に行けば、戦争に行く、あるいは9条に手を加えるというと、戦争のできる国という言い方をする党もあります。逆にそれならば、よそから侵略されたときにどうするのか、やはりきちっとこの国防という問題を考えなければいけないと思います。

だから、改正ではなくて、自主憲法制定と、地方議会から堂々とそういうことを上げるべきではないかということをもって反対討論といたします。

以上です。（発言する者あり）

○16番（栗原吉平君）

委員長報告にもありましたように、今回の請願というのは、憲法を変えてくれという請願を言った覚えはありません。現在のように、日本が温暖化して、世界中が温暖化して、いろんな災害が生まれるようになりました。そういった観点から、やはり国民の安心と安全という、こういった場にも国会における法律の中でいろんな不備があるんですよ。現行憲法の不備や問題点が明らかになってきた。この憲法改正の中には、今おっしゃるような憲法9条の改正もあるかもしれん。しかし、総体的にこの憲法を見直してくれということが請願としてあるわけですから、ぜひこれは認めていただきたいと思っております。賛成の立場から討論いたしました。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

請願第2号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第2．議案の上程を行います。

市長より議案4件、委員長より議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件は局長をして朗読させます。

○議会事務局長（牛島義光君）

〔朗読省略〕

○議長（川口誠二君）

局長朗読のとおり、議案4件、委員会提出議案2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

初めに市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

平成30年第1回八女市議会定例会において報告1件及び議案47件を御承認いただき、まこ

とにありがとうございます。今定例会にさらに4件を追加提案いたします。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、現委員である杉山信行氏が本年3月22日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり、固定資産評価審査委員会は3人の委員をもって組織され、任期は3年あります。

その職務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関し、不服申し出があった場合に、中立的、専門的な立場から審査決定するものでございます。

杉山氏は、人格、識見ともにすぐれ、八女市職員として長年、固定資産税賦課業務に携わり、税務行政に精通されております。現在は固定資産評価審査委員会委員長として重責を担っていただいております。適任であると存じます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議案第49号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員の金ヶ江悦子氏が本年3月31日をもって任期満了となることに伴い、後任に赤司真理子氏を任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員の定数は4人で、任期は4年でございます。

委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とされています。

赤司氏は、京都文化短期大学を卒業後、主に企業の事務職として勤務されておりました。学校関係では、保護者として地域やPTAの活動に真摯に取り組まれ、平成28年度から八女市立岡山小学校のPTA書記、今年度から同校のPTA副会長を務めておられます。

赤司氏は、PTAの他の役員からの人望も厚く、人格、識見ともにすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第50号 財産区管理委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、串毛財産区の管理委員が亡くなられたことに伴い、後任の委員として堤和俊氏を選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となるため、平成31年5月11日まででござ

います。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議案第51号 教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、現八女市教育委員会教育長、西島民生氏が本年3月31日をもって辞職されることに伴い、後任に橋本吉史氏を任命することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」とされており、その任期は3年でございます。

ただし、今回は、西島教育長の残任期間となるため、任期は平成31年3月31日まででございます。

橋本氏は、昭和56年3月、山口大学教育学部を卒業後、福岡県公立学校教員として任用され、主に南筑後地区の中学校に勤務をされ、現在は八女市立福島中学校の校長として御活躍されています。

また、教育行政の分野では、福岡県教育庁南筑後教育事務所の人事管理主事、副所長を歴任されたほか、八女市教育委員会事務局の教育次長として、教育委員会事務局を統括し、総合調整に御尽力をされました。

橋本氏は、温厚誠実な性格で識見にすぐれ、これまでの実績から教育長として適任であると存じます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（川口誠二君）

次に、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（服部良一君）

提案理由を申し上げます。

委員会提出議案提案理由。委員会提出議案第1号。委員会提出議案第1号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

今議会で執行部から提案された議案第1号 八女市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてが可決したことに伴い、常任委員会の所管を一部変更する内容でございます。

議会におかれましてもよろしくようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（川口誠二君）

次に、総務文教常任委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

委員会提出議案第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

この意見書案は、先ほど採択されました請願第2号の趣旨に基づくものであります。

現憲法は、今日に至るまで70年余り一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じております。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安心・安全を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められております。

したがって、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを求めて関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（川口誠二君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第49号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第50号 財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第51号 教育長の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

まず、教育長候補者について、どのように選考されて、候補者が1名だったのか、複数名あったのか、わかりましたらお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

御質問の内容ですけれども、候補者は1名でございまして、当初から適任であるという考え方で決定をさせていただいております。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決しました。

委員会提出議案第1号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結し、討論を行います。

○3番（田中栄一君）

私は反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、先ほどの請願第2号で述べたとおりです。

○21番（森 茂生君）

私は反対の立場で討論を行います。

請願第2号で申し上げたのと同じ内容で反対をします。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

私も反対の立場で討論いたします。

まず先ほど申し上げましたように、世界情勢いろいろあります。もう緊迫しております。災害のときだけ自衛隊にお願いするというんじゃなくて、自衛隊という憲法違反の人たちに災害の際に来てくれと、大規模災害の際に、これ自体がおかしいんじゃないかと。

それと、自主憲法制定、やはりそこを地方議会だからこそ自主憲法制定ということ声を高らかに上げるべきじゃないかということで反対をいたします。

○18番（三角真弓君）

私は賛成のほうで討論いたします。

先ほどの委員長の報告にもございましたように、これはあくまでも憲法改正ということではございません。ましてや、災害が毎年多くなり、そして海外のいろんな情勢も含めまして、自衛隊を守るためには、あくまでも加憲、もしくはいろんな議論の中で、今の日本の国のあり方、この国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の3原則をより守っていくためには、本当に、もちろん国会で決まっていきますけど、国民一人一人の意識を高める上でも、私はこの意見書に対して賛成討論として委員長の報告に賛成をいたします。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出をいたしますので、御了承願います。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（川口誠二君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より4名の方を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものであります。

本案について質疑を行います。

○19番（井本政弘君）

1点だけ質問を行います。

この4名の方につきましては、人格、識見ともすぐれた方だと思っておりますので、そのことについては申し上げるつもりはありません。

ただ、人選の仕方、推薦に至るまでの人選の仕方について、どういう方法で人選されているのか、一般的なことでございます。まず、そのことについて質問いたします。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

お答えします。

基本的に法務局から要請がございまして、それに基づきまして各旧町村ごとに枠を設けておりまして、その枠ごとに推薦をしていくという形で行っております。各地域の現任者の方に御相談をするなり、地域の区長などに御相談するなりして推薦を決めているところでございます。

以上でございます。

○19番（井本政弘君）

これは、つい先日ですけれども聞いたところによりますと、これは旧八女市です。中学校区にお一人ということだと思っておりますけれども、その中学校区は当然小学校は2校ですね、校区が。Aの小学校区から、長年、人権擁護委員をされておったということで今回辞退をしたいという申し出があったと聞いております。それを受けてだと思っておりますけれども、B小学校区の区長さんに相談をしたと、どなたか推薦をお願いできませんかということで相談をし

たと伺っております。急遽そういう相談があって行政区長さんを全部臨時で招集をし、地元
の識見のある方に参加をしていただいて人選を行っていたと。ところが、そういう状況に
あったときに、もとのAの小学校区の方をお願いするようになりましたので、もう結構です
ということがあったと聞いております。

私がお尋ねしたいのは、その人選の方法ですね。お願いされるのは市長のほうが最終的に
は推薦ということですので、私たちがいろいろ言う筋合いはないかもしれませんが、
そのことを中学校区の行政区長会で発表されたときに、A小学校区の方の行政区長さんは誰
も御存じじゃなかった。だから、どなたにも相談なくて人選をされたといういきさつがあり
そうな気がしたもんですからお尋ねをしたんです。いかがでしょうか。

○新社会推進部長（松尾一秋君）

その経過につきましては、特に中学校区でのこれまでの選出していた枠がありますが、小
学校はどちらの小学校から出すかというのについて細かいルールが決まっているわけではご
ざいませぬ。これまでA小学校区の方が出ておられたということもありまして、担当といた
しましてはBのほうからではどうかということでBの区長会の代表の方と御相談をしたとこ
ろ、Bの方は非常に厳しいという御回答をいただいたということで、やむを得ずAのほうか
ら選出するというので議論をしましたが、現在おられるAの方も、あるいはこの担当の職
員も非常に尽力して探したんですけれども、なかなか見つからないということで、本当に職
員とその前任者がぎりぎり候補者を選任して、ようやくこぎつけたという状況でございます。
以上です。

○19番（井本政弘君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結します。

お諮りいたします。櫻木恵子氏、井上光洋氏、塩塚光徳氏及び那須野信氏を人権擁護委員

候補者として認め、その旨、市長に通知したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、櫻木恵子氏、井上光洋氏、塩塚光徳氏及び那須野信氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨、市長に通知することに決しました。

日程第5 特別委員会の設置について

○議長（川口誠二君）

日程第5. 特別委員会の設置についてを議題といたします。

会派制度調査特別委員会についてお諮りをいたします。会派制度の調査のため、委員会条例第6条第1項の規定により会派制度調査特別委員会を調査終了まで設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、会派制度調査特別委員会を調査終了まで設置し、これに付託の上、調査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は9名にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は9名に決しました。

日程第6 特別委員会委員の選任について

○議長（川口誠二君）

日程第6. 特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました会派制度調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、森茂生議員、井本政弘議員、松崎辰義議員、服部良一議員、萩尾洋議員、堤康幸議員、牛島孝之議員、高橋信広議員、橋本正敏議員、以上9名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の議員を会派制度調査特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいまから暫時休憩し、その間、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

午後0時4分 休憩

午後0時10分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど設置されました特別委員会正副委員長が決まりましたので、報告をいたします。

会派制度調査特別委員会委員長は牛島孝之議員、副委員長は井本政弘議員となりました。

以上のとおり決定をいたしましたので、よろしく願いいたします。

また、特別委員会におかれましては、調査のほどよろしく願いをいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成30年第1回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会副議長 大 坪 久美子

八女市議会議員 堤 康 幸

八女市議会議員 栗 山 徹 雄